

The Characteristics of Children's Center Policies
in Municipal Child Care Support Plans: Focusing
on the Children's Center as “Child Welfare
Facilities”

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐藤, 晃子 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1527

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



市区町村子ども・子育て支援計画にみる 児童館施策の特徴

—「児童福祉施設」としての児童館に着目して—

佐藤 晃子

1. 本研究の背景・目的と方法

(1) 本研究の背景

児童虐待の問題に象徴されるように、子どもや家庭をめぐる問題は後をたたず、その課題は多様化、複雑化している。こうした状況を克服するには、専門性や年齢を超えた、横断的・包括的な視点で課題や援助を捉えていかなければならない(山野・武田編 2015:250)。これをもう一段マクロな視点から言えば、社会福祉の潮流である地域包括的な支援システムが子ども家庭福祉分野においても必要とされていると言えよう⁽¹⁾。

しかし、実際の子ども家庭福祉をめぐる制度や施策は、都道府県／市区町村という実施主体の二元化や、年齢や障害の有無、教育や福祉という領域などで分断が生じている。柏女はこうした状況を踏まえ、子ども家庭福祉における地域包括的支援を「地域における包括的・継続的支援」と名付け、多機関、多職種連携により包括的で継続的な支援を行い、問題の解決を目指す支援システムを構築する必要性を提起している(柏女編 2020:35-36)。

この課題を検討するためのメゾレベルでの論点として「支援拠点のあり方」がある。「支援拠点」として、「地域のなかに、子ども家庭福祉分野横断的なワンストップにつながる核となる拠点」の整備が必要であるとされる(柏女編 2020:55)⁽²⁾が、児童館はその特性や先行研究から、そうした「核となる拠点」、ないしは、それを支える施設の一つとなりうると考えられる。

児童館は、0～18歳未満の全ての子どもを対象とし、遊びを通した健全育成を目的とする児童福祉施設である。配置の地域的な偏りはあるものの、全国に4,398館あり、児童福祉施設としては保育所に次いで多く(「社会福祉施設等調査」2020年10月)、専門的職員(「遊びを指導する者」(児童厚生員))が配置されている⁽³⁾。また、その特徴としては、第一に、地域の誰にも開かれた施設であること(=対象の非限定性)、第二に、地域の子ども達と長期的に関わることができ、継続的な活動や継続的な支援が可能であること(=支援の連続性)が挙げられる(児童健全育成推

進財団編 2015：23)。

児童館は、例えば障害や虐待などの特定の課題や必要に特化した施設ではないがゆえに、子どもや保護者から見れば遊び場の一つであって、児童福祉施設でありながら非常に敷居の低い地域の施設であると言える。物理的にも心理的にも「身近で開かれた場所」であることは、支援の過程において重要なことである⁽⁴⁾。特に、支援を必要とする「パワーレスな状態にある人は、支援にアクセスすることすら大変なことであり、いかにアクセシビリティを高めるかが重要な観点となる」。一方で、支援の「受け手」(保護者や子ども)側から考えたとき、いきなり福祉サービスを提供することは「介入」と受け取られたり、スティグマの問題を抱えることになり、それらを超えていく必要がある。それには、「支援が自然な形で生活の中に溶け込み、当たり前にある状態にすることが重要である」(日本都市センター編：22)。また、リスクの高い家庭は関係ができたとしてもその関係は切れやすく、揺れ動きが激しいことから、将来まで見通した対応の検討・準備も必要となる(松本編 2019：106-109)。

このように児童館は、地域において子どもの遊び場として開かれつつ、長期的・継続的に、子どもやその家庭の日常生活を見守り、支え、支援の「入り口」や専門的機関への／からの「つなぎ」の機能を果たしうると考えられる。子ども家庭福祉におけるサービスや支援に生じる可能性のある四つの切れ目として、「組織による切れ目」「専門分野(専門性)間の切れ目」「年齢による切れ目」「相談種別による切れ目」があるとされている(柏女編 2020：125-131)が、これらの切れ目をつなぐ可能性があるのではないだろうか。児童館は、地域において包括的・継続的支援を可能とする素地を持つと言えよう。

(2) 「児童福祉施設」としての児童館をめぐる政策・研究の動向

厚生労働省「児童館ガイドライン」(2011年策定, 2018年改正)は、質の向上と標準化を目指し、児童館の機能・役割や職員の職務内容等について国としてその方向性を初めて示した。特に、改正後の現行「児童館ガイドライン」では、「児童福祉施設としての児童館」という点が強調され、その施設特性として、①拠点性、②多機能性、③地域性の三つを示している⁽⁵⁾。

- ① 拠点性 児童館は、地域における子どものための拠点(館)である。子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」(以下「児童厚生員」という)がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。
- ② 多機能性 児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、

必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

- ③ 地域性 児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

これらの施設特性については、「児童館活動の実績と実態を踏まえて児童館の機能・役割の固有性や独自性があらためて明文化されたものといえ」、「地域における児童福祉施設としての今後のさらなる期待や可能性を『できる』という表現で示唆している」と評される（児童館研究委員会・児童健全育成推進財団編 2022a：19）。また、これを実質化していくには、この三つの施設特性に基づいて、児童館（児童厚生員）としての役割は何か、子どもも含めた地域住民とのコミュニケーションを通して考えていくことが必要であるとされる（児童館研究委員会・児童健全育成推進財団編 2022a：256）。

児童館は、0～18歳未満の子どもとその保護者を対象に、福祉的な課題も含めた、その地域の子どもの遊び、生活を支援するという総合的な意味での「子育て支援」という機能を果たしうる（こども未来財団 2010：12）と指摘されるように、これまでの研究の中で、乳幼児から中高校生までを対象とした地域の総合的な子育て支援施設としての性格を持ちうることが明らかになっている。

そして、特に改正児童館ガイドライン発出以降、「児童福祉施設としての児童館」という視点からの調査研究が散見される。例えば、児童健全育成推進財団（2018）の調査研究では、貧困家庭への支援や虐待対応等「社会的ニーズ」（地域ニーズ）⁽⁶⁾への児童館の対応状況について量的調査と個別児童館の事例紹介がなされ、「地域福祉施設」としての児童館の可能性について言及されている。また、児童館における福祉的課題⁽⁷⁾への対応の実態把握とモデル事業の実施を行ったもの（小学館集英社プロダクション 2022）、ソーシャルワーク実践の実態や構造の把握を試みたもの（所 2009、青木他 2022）などがある。これらの研究では、児童館におけるソーシャルワーク機能や実践の必要性や可能性について述べられている。しかし、先行研究では個別の課題への対応や実践の記述にとどまっており、児童館（職員）が総合的な子育て支援施設または児童福祉施設として、地域の中でどういった機能を果たしているかについて、その全体像は明らかにされていない。

(3) 本研究の目的と方法

以上を踏まえ、筆者は、本年度から「地域包括的・継続的支援システム構築に向けた児童館の機能・役割に関する研究」(22K02000)という題目で科研費を取得し研究を進めている。本科研費研究の目的は、地域の「児童福祉施設」という視点から児童館の機能・役割を捉え直し、「地域における包括的・継続的支援」(柏女編 2020:35)システムの構築に向けた児童館の〈機能モデル〉を提示することにある。具体的には、安定的に運営され、先駆的な児童館施策・事業を行ってきた3市区町村程度を対象に自治体調査／児童館調査を実施し、地域における児童館の機能・役割を実証的に明らかにしていこうと考えている。

本研究は、本科研費研究での調査実施に向けた基礎的な作業と位置付ける。自治体や地域ごとに多様な施策や実践が見られる児童館の状況を鑑みると、調査対象事例の絞り込みにあたり、自治体児童館施策の類型化が必要となる。その最初の作業として、本研究では、東京都を事例に、子ども・子育て支援事業計画等子ども・子育て支援に関わる自治体計画(以下、「子ども・子育て支援計画」という)の中で児童館がどのように位置付けられ、展開されようとしているのか、自治体における児童館施策の特徴を整理し、その類型化を試みる。その際、児童館ガイドラインを採用し、「児童福祉施設としての児童館」という視点に基づいて検討を行う。

2. 市区町村子ども・子育て支援計画にみる児童館施策の特徴

(1) 令和3年度全国児童館調査(2021年実施)の結果から

児童健全育成推進財団では、5年ごとに「全国児童館調査」を実施している。全国の児童館の施設概要、運営状況、活動内容等についての傾向等をつかみ、今後の児童健全育成のための環境の整備、児童館の発展に役立てることを目的として行われる悉皆調査である⁽⁸⁾。その最新の調査が2021年に行われ、22年3月に結果が公表された(児童健全育成推進財団2022)⁽⁹⁾。この結果をもとに、全国の児童館の計画、施策の状況をまず把握する。

同調査の結果によると、市区町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第六十一条)等への児童館施策の記載は、「令和2年度以降の子ども・子育て支援事業計画へ記載あり」556市区町村(児童館設置自治体のうち78.9%、以下同じ)、「その他計画への記載あり」234市区町村(33.2%)となっている⁽¹⁰⁾。前回(2016年)調査では、「平成26年までの次世代育成支援行動計画への記載あり」588市区町村(79.5%)、「平成27～31年度の次世代育成支援行動計画への記載あり」482市区町村(65.1%)となっており、直近の次世代育成支援行動計画への記載割合よりは13ポイントほど増加している(p.36)。

また、市区町村子ども・子育て支援事業計画の策定や変更にあたっては住民や子どもの意見を聴くこととなっているが、その手段の一つとして市区町村子ども・子育て会議がある。同会議での児童館に関する検討状況については、「検討されている」117市区町村（16.6%）、「話題となったことがある」106市区町村（15.0%）、「活動状況等の報告をしている」170市区町村（24.1%）、「検討されていない」315市区町村（44.7%）であった（p. 39）。児童館設置自治体の半数近くで、児童館について地域住民や利用者による検討がなされていない実態が浮かび上がる。

調査報告書では、市区町村計画への記載や子ども・子育て会議での検討状況について、児童館の新設または廃止の予定・検討との関連性があるとされている。いずれも新設予定のある自治体で高い傾向にあり、廃止予定のある自治体では低い傾向にある。これは、前回調査と同様の傾向であり、「十分な議論や検証が行われず、市区町村の判断が先行されている状況が未だ改善されていない」（p. 66）と指摘されている。なお、児童館新設の予定がある自治体が44市区町村ある一方、廃止を予定・検討している自治体が予定・検討中あわせて83市区町村ある（p. 21, 35）⁽¹¹⁾。

もう一点関連して、同調査では、児童館未設置自治体（458市区町村）に未設置の理由を尋ねている。回答の多い順に、「類似施設（事業）がある」398市区町村（86.9%）、「ニーズがない」54市区町村（11.8%）、「設置したいが予算面で難しい」38市区町村（5.2%）となっている。理由として最も多かった「類似施設（事業）がある」については、類似施設（事業）の具体的な内容を尋ねており、上から、「放課後児童クラブ」319市区町村（80.2%）、「地域子育て支援拠点事業」261市区町村（65.6%）、「放課後子供教室」172市区町村（43.2%）、「子育て支援センター」106市区町村（26.6%）の順で多かった（p. 40）。放課後児童クラブをはじめとする小学生の放課後対策事業または乳幼児対象の子育て支援事業が、児童館の「類似」事業として捉えられている。これに対し、「市区町村において、児童館の本来の機能や役割が地域のすべての児童の健全育成であり、放課後児童健全育成事業や乳幼児等を中心とした子育て支援等に限定されるものではないことへ理解が得られていないことが再度課題として確認された」（p. 66）との指摘がなされている。

（2）市区町村児童館施策の特徴——東京都を事例に——

児童館は、1963年には全国で202館だったが、国庫補助の開始（1964年）により、1965年には544館、1970年には1,417館と急増した。それに伴い、都市部を中心に児童館施策のあり方の検討や児童館に関する研究運動が広がり、自治体施策はそれぞれの自治体の事情を踏まえて独自の発展を遂げていった（児童館研究委員会・児童健全育成推進財団編 2022a：178）。中でも東京都は、児童館施策・実践において先駆的かつ蓄積のある自治体である。

東京都内の児童館数は、2020年現在591箇所（小学校数1,267）で、全国的な状況と同様に、徐々に減少している。しかし、先の全国児童館調査によれば、市区町村内の児童館の設置率は

60.6%であるが（p.15）、東京都では設置率が8割を超え、62市区町村のうち児童館がない自治体は10であり、そのうち9は島嶼部に当たる⁽¹²⁾。また、全国では公設公営児童館の割合が57%程度である（「社会福祉施設等調査」2020年10月）が、都内児童館の約75%が公設公営となっており⁽¹³⁾、民営化が進みつつある児童館でもまだ公営が多い傾向にある。

さて、こうした状況も踏まえた上で、児童館のある東京都内52市区町村の子ども・子育て支援計画を通覧し、児童館施策の特徴について整理・分類を試みた。児童館に関する記載がない、または、児童館という用語は登場するが具体的な施策の記載がない（ニーズ調査の中に用語が出てくる、事業量の見込みについて示されているのみ等）自治体（9市区町村）を除き、児童館施策の特徴を分類すると、大きく二つに分けることができる。

第一に、児童館施策の全体像は明確に示していないが、乳幼児親子／小学生／中学生など各対象の事業の充実について記している自治体である（24市区町村）。

特に放課後児童クラブを含めた小学生の事業を学校内に移行するのに伴い、館自体を乳幼児親子や中学生対象に特化する形での整備計画が示されているところが多く見られる。例えば、A自治体では、限られた財源をニーズに合わせて有効に活用し住民に分かりやすいサービスを提供するため、庁内で児童館のあり方について検討・見直しがなされ、施設の適正配置により約3分の1にあたる児童館を閉館するとともに、残りの児童館については、乳幼児親子の居場所機能や相談機能を充実させた「新たな児童館」として運営される方向性が示され、すでに転換している。また、小学生対象の事業は、全小学校で全児童対策事業を実施し、中学生事業は生涯学習センターへ機能が移行された。これらを踏まえ、子ども・子育て支援計画においては、乳幼児親子に特化した児童館の機能や事業の充実が明記されている⁽¹⁴⁾。また、放課後児童クラブの登録児童や待機児童の増加、クラブを退所した高学年の子ども居場所の確保などの課題に対応するため、放課後児童クラブの補足／代替的な役割を児童館に求め、いわゆる「ランドセル来館事業」を行う場として拡充する自治体も見られる⁽¹⁵⁾。

このように、児童館は対象等を限定した個別事業のみを行う施設ではないにもかかわらず、一部の対象や事業・機能に特化した施設として位置付けられる傾向が見られる。前項でみた、児童館未設置自治体における児童館の機能・役割への理解のなさと同様の課題があると言える。

第二に、児童館の位置付けを自治体計画の中で明確にし、その上で各種機能や事業の充実について明記している自治体である（19市区町村）。児童館の位置付けとしては、①地域の全ての子どもの居場所、②子ども・子育て支援のネットワークの担い手／拠点、の大きく二つに分けることができる。

まず①の例として、B自治体とC自治体が挙げられる。B自治体⁽¹⁶⁾では、子どもの「居場所」としての児童館の拡充が目指されている。子どもを主体とした児童館事業の拡充を重点施策の一

つに置き、児童館の0～18歳までの子どもと子育て家庭への支援は、各年齢・発達段階にあった支援であるとともに「途切れることのない」支援を行わなければならないとする。乳幼児親子から若者に至るまでの居場所となるとともに、困難や課題を抱えた子ども・保護者への相談支援体制の一角を担うものとして、各種事業の充実が目指されている。

C自治体⁽¹⁷⁾では、子どもにやさしいまちづくりを目指し、その柱の一つに「子どもの居場所づくり」を置いている。「子どもが放課後や休みの日に、その日の気分で過ごせる場所を選べるよう」子どもの居場所の充実が目指され、整備計画のもと大型児童館を中心に中学校区単位に児童館を配し、その他プレーパークなど子どもの多様な居場所づくりを展開している。また、このうち特に大型児童館については、子どもと保護者の「地域拠点」と位置づけ、0～18歳までの子ども・保護者の交流や体験活動、そして地域づくりの拠点となることが目指されている。

次に、②の例として、D自治体とE自治体が挙げられる。児童館を、地域における切れ目のない子育て支援の拠点とするのがD自治体である。D自治体では、子ども・子育て会議等の中で児童館に関する検討が積み重ねられ、全ての子どもへの切れ目ない支援や地域子育て支援拠点機能の強化などの基本方針が示された。それをもとに、計画の中では、児童館を「地域の中で、乳幼児から中高生にいたるまでの子育て支援の拠点」と位置付け、児童館の質を向上させ、乳幼児親子から中高生まで各種事業の充実を図ることを明記している。また、子育て家庭の孤立を防ぐために、保育所・幼稚園等の教育・保育施設、児童館、学校、町会・自治会、民生委員・児童委員等相互の連携・協働により、地域全体で子どもの育ちを継続的に見守り、支えていくしくみ「地域子育て支援ネットワーク」の構築を目指している⁽¹⁸⁾。

E自治体では、とりわけ、虐待などの課題への予防や対応・支援に力点を置き、児童館をその拠点として明確に示している。同自治体では、子ども・子育て会議等での議論をもとに、児童館のあり方の検討を進め、その成果が子ども・子育て支援計画に反映されている。計画では、身近な地区における相談支援、見守りのネットワークを強化するための施策展開として、「児童館を拠点とした地区における見守りのネットワークの強化」を掲げている。児童館が「遊び」「相談支援」「地域資源開発」「ネットワーク支援」の四つの機能を充実させ、これらを一体のものとして機能させていくという、児童館の機能強化を目指している。そして、それを進めるために、児童館の運営は公営とし、児童館の再整備を掲げ、全地区への児童館の整備等が行われている⁽¹⁹⁾。

(3) 市区町村児童館施策の類型化試案

前節では、東京都を事例に、子ども・子育て支援計画の分析を通して、市区町村における児童館施策の特徴を明らかにしてきた。これらを試みに類型化してみると、大きく二つに分類することができる。第一に、「機能特化型」の児童館施策である。(2)の一つ目「児童館施策の全体

像は明確に示していないが、乳幼児親子／小学生／中高生など各対象の事業の充実について記している自治体の施策がこれにあたるが、「多機能」であるところの児童館の機能の一部に着目した〈「機能特化型」の児童館施策〉と言え、実質的な別施設への転換や機能移行なども含むものとなっていた。第二に、〈「総合拠点型」の児童館施策〉である。(2)の二つ目「児童館の位置付けを自治体計画の中で明確にし、その上で各種機能や事業の充実について明記している自治体」の施策がこれにあたるが、児童館の特性を総合的かつ関連づけて捉えた〈「総合拠点型」の児童館施策〉と言え、改めて地域の中での児童館の役割・意義を見出し、位置づけ直そうとしていることがうかがえる。

3. 本研究のまとめと今後の課題

「2003年に次世代育成支援対策推進法が制定され、子育て支援対策が各自治体の行動計画に組み込まれたが、主眼は子育てと仕事の両立支援であり、地域の健全育成施設としての児童館は、傍系的な位置づけを甘受している状況が如実になった」(こども未来財団2009:101)との指摘がある。この指摘から10年以上経過しているが、近年の子ども・子育て支援に関わる制度拡充の流れの中でも、児童館は明確な位置付けを得ることができず、前章での市区町村児童館施策の状況を見ると、「傍系的な位置づけ」は変わらないように思われる。一方で、積極的に児童館を施策として位置付け直そうと試みる自治体も見られ、その可能性を検討していくことが筆者の研究の課題となると言える。

その研究の第一歩として、本研究では、東京都を事例に市区町村児童館施策の特徴を明らかにし、その類型化を試みた。しかしこの分類は、東京都という一つの地域の、かつ計画の内容について検討、分類したものでしかなく、仮説の域を出ない。児童館の施策、設置・運営状況や実践は地域により多種多様であり、各地域や児童館の歴史的経緯や実態の把握も不可欠である。今後、他の地域の児童館施策の分析等も加えて仮説を修正しつつ類型化を行い、科研費研究の調査対象となる自治体の絞り込みを行っていきたいと考える。特に、〈「総合拠点型」の児童館施策〉をとる自治体が調査対象となると考えられるが、今回の整理でも児童館の位置付けについてさらに大きく二つに分類することができており、より詳細な検討・分類が必要となる。

また、児童館ガイドラインが改正され、地域における「児童福祉施設としての児童館」という理念が明確にされたが、他方で児童館には、子育て支援事業の実施、子ども食堂や学習支援事業など、さまざまな子ども・子育て支援に関わる事業(支援メニュー)を行うことが期待されている。2024年度から実施される予定の「児童育成支援拠点事業」についても、児童館がその実施場所の一つとして位置づけられている⁽²⁰⁾。しかし、外から多種多様な事業を引き受けることが児童

館の「多機能性」につながるわけではなく、むしろ、児童館の意義や役割が不明瞭になり、「名ばかり」の児童館となって空洞化する可能性がある。これまでも児童館は、非行防止、体力増進、中高生対応、子育て支援などの時代時代の社会的課題に対応してきたが、それは児童館の柱にある「遊びを通して子どもを育成する」役割と別物ではなく、関連して捉えるべきものである（こども未来財団2009：127）。乳幼児から中高生までを対象とした様々な事業の足し合わせが児童館なのではない。こうした状況を、研究の中にどのように位置付けていくか、十分に検討していきたい。

付記

本研究は、JSPS 科研費（課題番号 22K02000）「地域包括的・継続的支援システム構築に向けた児童館の機能・役割に関する研究」（研究代表者：佐藤晃子）の研究成果の一部である。

《注》

- (1) 社会福祉の領域でいう地域包括的支援については、子どもに限らない分野・領域横断的な概念であり、制度上・実践上もそのあり方が検討されている（岩間他 2019、松端 2018、宮城編 2021 など）が、本研究では 1 (1) で示した背景、問題意識に基づき、柏女らの議論を援用して、子ども家庭福祉分野での包括的支援システムのあり方を検討することを課題として設定している。
- (2) 柏女（2020）は、「地域のなかに、子ども家庭福祉分野横断的なワンストップにつながる核となる拠点」を整備する必要性について、その可能性を検証するには、2016 年の改正児童福祉法において市区町村に置かれることとなった、「子ども家庭総合支援拠点」の内実化が試金石となるとしているが、2022 年 6 月に児童福祉法及び母子保健法が改正され、「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」それぞれの組織を見直した上で新たに「こども家庭センター」が設置される予定である。「こども家庭センター」は、「全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う」機関と位置付けられ、2024 年 4 月の開設が目指されている。2023 年 4 月に内閣府の外局として設置される「こども家庭庁」が所管し、設置は努力義務となる。児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等、把握・情報提供、必要な調査・指導等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整、保健指導、健康診査等の業務を行い、必要に応じて様々な資源による支援メニューにつなぐことが想定されている。その「つなぐ」先として、児童館も例示されている。なお、「子ども家庭総合支援拠点」は 635 自治体、716 箇所、「子育て世代包括支援センター」は 1,603 自治体、2,451 箇所（2021 年 4 月時点）ある。（『令和 3 年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書』2022 年 2 月 10 日、令和 3 年度全国児童福祉主管課長会議資料「〔資料 3〕児童福祉法等の一部を改正する法律案関係」2022 年 3 月 22 日、第 11 回社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会配布資料「参考資料 9 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）の概要」2022 年 6 月 30 日など参照）
- (3) 2021 年の調査によると、常勤専従の児童厚生員を 1 人以上置いている児童館は 71.3% あるが、「2 人」という児童館が最も多い（25.7%）。一方で、常勤が「0 人」の児童館も 3 割近くある（28.7%）（児童健全育成推進財団 2022：132-137）。
- (4) ただし、例えば「子どもソーシャルワーク」や「子どもソーシャルワーカー」の必要性を実践とともに提起する生重は、貧困課題への対応としての「居場所づくり」について、対象（課題）を特定化した居場所も誰でも参加できる居場所いずれも、それがあるだけでは課題解決にはつながらないと指

摘し、ソーシャルワークの専門性を持った職員が関わることでその居場所が機能的になると述べている（山野他編 2019：194-195）。

- (5) 児童館ガイドラインの内容については、児童館研究委員会・児童健全育成推進財団編（2022a）の第1章において解説がなされている。また、筆者は、児童館ガイドラインの内容を児童館の特性、児童館の機能・役割と活動内容、児童厚生員の職務・役割の三点から整理を行った（佐藤 2021：93-94）。
- (6) 本調査研究では、小型児童館を対象に「社会的ニーズ」（地域ニーズ）の把握や対応の実態について明らかにするための質問紙調査が行われているが、同調査では「社会的ニーズ」（地域ニーズ）として、「障がいや疾病・疾患の配慮が必要な子どもへの支援」「生活困窮状態の子どもや親の支援」「虐待（ネグレクト含む）が疑われる家庭への支援」「外国籍など日本以外の文化をもつ子どもの支援」「ひとり親家庭の子どもの支援」「不登校の子どもの支援」「学習支援や学習環境を必要とする子どもの支援」「非行傾向の子どもの支援」を挙げている（児童健全育成推進財団 2018：10）。
- (7) 本調査研究では、「児童館に期待される福祉的課題を抱える子育て家庭への支援」を、「育てにくさを感じている乳幼児家庭支援」「子どもの貧困問題等に伴う食事提供や学習支援等」「中高生世代の居場所づくりに関する支援等」の三つに整理している（小学館集英社プロダクション 2022：13-16）。
- (8) 「コドモネクスト」ホームページ（<https://www.kodomo-next.jp/research>）。なお、同ページに1996年以降の調査結果が記載されている（2022年8月27日アクセス）。
- (9) 以下、本調査結果（報告書）からの引用はカッコ内にページ数のみを示す。
- (10) 但し、回答結果に重複が見られ、「その他計画への記載あり」とした234のうち212市区町村は「子ども・子育て支援事業計画」への記載があった。すなわち、各種計画への記載のある自治体数は、578市区町村である（「令和2年度以降の子ども・子育て支援事業計画へ記載あり」556市区町村、同計画への記載がなく「その他計画への記載あり」22市区町村）。
- (11) 児童館新設の予定としては、児童館設置自治体（705市区町村）では39市区町村（予定26、検討中13）、未設置自治体では、9市区町村（予定2、検討中7）であった。また、廃止を予定している83市区町村（予定48、検討中35）に対し廃止理由を尋ねているが、回答の多い順に、「老朽化」42市区町村（51.2%）、「利用対象者の減少」33市区町村（40.2%）、「施設の統合」24市区町村（29.3%）、「政策の転換」14市区町村（17.1%）、「財政上」11市区町村（13.4%）となっている。複数回答が多く理由は複合的と考えられる。なお、休止についても64市区町村（休止中42・予定15・検討中7）あり、理由としては、「利用対象者の減少」28市区町村（52.8%）、「老朽化」12市区町村（22.6%）、「財政上」6市区町村（11.3%）、「政策の転換」3市区町村（5.7%）の順となっている（p.20-21, 30-35）。
- (12) 全国児童館調査でも、人口規模が大きい市区町村ほど児童館の設置率が高い傾向が示されている。人口50万人以上の場合、設置率が92.9%である一方で、5万人未満の場合、47.9%となっている（p.15）。
- (13) 東京都福祉保健局少子社会対策部「令和2年度東京の児童館実施状況」
- (14) 『児童館のあり方検討報告書（最終報告）』2015年5月、「青少年センター（仮称）開設検討会の報告について」2015年6月、『A自治体子ども・子育て支援事業計画（第2期）』2020年2月等参照。
- (15) 『F自治体子ども・子育て未来プラン』2020年3月等参照。
- (16) 『第三次B自治体子ども総合計画』2016年3月等参照。
- (17) 『新・C自治体子どもマスタープラン』2016年2月、『新・C自治体子どもマスタープラン（後期）』2020年3月等参照。
- (18) 『今後のD自治体における健全育成施策と期待される児童館の役割』2014年11月、『D自治体児童館のあり方』2018年、『D自治体子ども・子育て支援総合計画』2020年2月等参照。
- (19) 『E自治体子ども計画（第2期）後期計画』2020年3月、「児童館の機能と再整備について」2020年2月等参照。
- (20) 2022年6月児童福祉法等が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充のため、市町村に「こども家庭センター」を設置すること（詳細は注2参照）に加え、子育て

家庭への各種支援事業を新たに実施する。その一つが「児童育成支援拠点事業」であり、養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う（例えば、居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等）ものである。（前掲注2、令和3年度全国児童福祉主管課長会議資料等参照）。

引用・参考文献

- 青木茂他 2022 『児童館の果たすソーシャルワーク機能に関する実証的研究』
岩間伸之他 2019 『地域を基盤としたソーシャルワーク』中央法規出版
柏女霊峰編著 2020 『子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援の可能性』福村出版
こども未来財団 2009 『これからの児童館のあり方についての調査研究』
こども未来財団 2010 『児童館の活性化に関する調査研究』
佐藤見子 2018 「東京都における学童保育の制度と運動の展開」『精華女子短期大学紀要』44, pp.27-42
佐藤見子 2021 「保育士養成における児童館実習の意義と課題」『川口短期大学紀要』35, pp.87-101
児童館研究委員会・児童健全育成推進財団編 2022a 『子どもは歴史の希望』フレーベル館
児童館研究委員会・児童健全育成推進財団編 2022b 『わたしのまちのじどうかん』フレーベル館
児童健全育成推進財団編 2015 『児童館論』
児童健全育成推進財団編 2019 『ソーシャルワーク』
児童健全育成推進財団 2015 『児童館の運営内容等に関する調査研究』
児童健全育成推進財団 2016 『児童館における子育て支援等の実践状況に関する調査研究』
児童健全育成推進財団 2017 『地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究』
児童健全育成推進財団 2018 『児童館を中心とした社会的ニーズへの対応及び必要なネットワーク構築に関する調査研究』
児童健全育成推進財団 2022 『児童館の運営及び活動内容等の状況に関する調査研究』
小学館集英社プロダクション 2022 『児童館における福祉的課題を抱える子育て家庭への支援に関する調査研究』
所貞之 2009 「児童館におけるソーシャルワークの展開」『城西国際大学紀要』17 (3), pp.25-37
所貞之 2020 「児童館における『福祉的機能』の可能性」『城西国際大学紀要』29 (3), pp.1-13
日本都市センター編 2022 『子育て家庭の孤立を防ぐ』
松端克文 2018 『地域の見方を変えると福祉実践が変わる』ミネルヴァ書房
宮城孝編著 2021 『地域福祉と包括的支援システム』明石書店
松本俊彦編 2019 『「助けて」が言えない』日本評論社
八重樫牧子 2012 『児童館の子育ち・子育て支援』相川書房
山野則子・武田信子編著 2015 『子ども家庭福祉の世界』有斐閣
山野良一他編著 『シリーズ子どもの貧困5 支える・つながる』明石書店

(提出日：2022年9月22日)